

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方へ  
65歳を迎える前のお知らせです

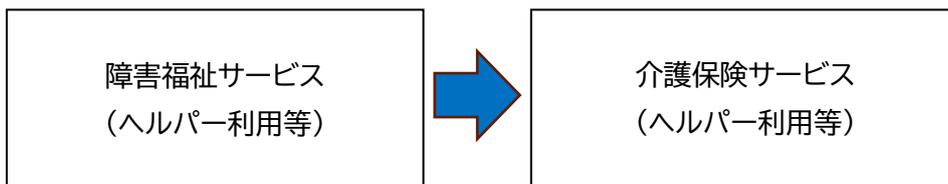
鳥取市地域自立支援協議会

# 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

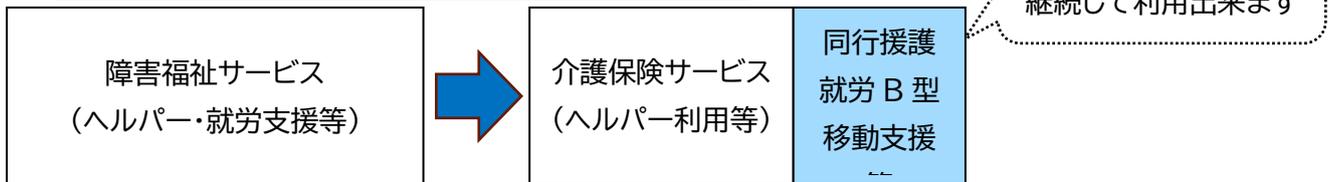
障害者総合支援法(障害福祉サービスを定める法律)及び介護保険法における優先関係の適用により、**65歳到達の前日(第2号被保険者の場合は40歳到達の前日)より、介護保険サービスへその提供主体を移行する必要があります。**

〈参考イメージ〉

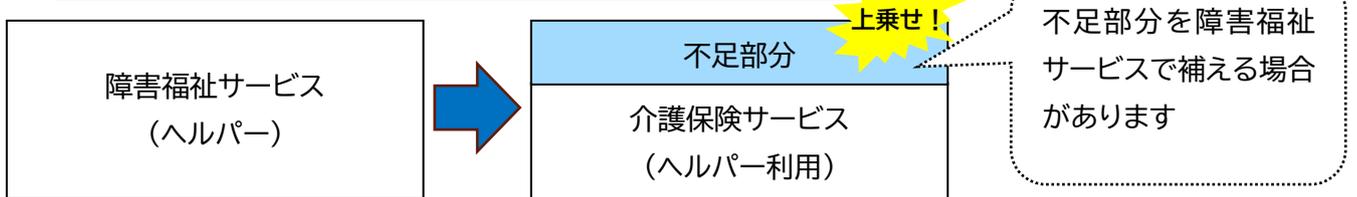
## ① 障害福祉サービスの全てを介護保険サービスへ移行出来る場合



## ② 一部に介護保険サービスに相当するサービスがない場合



## ③ 介護保険サービスだけでは、移行前の支給量を維持出来ない場合



〈その他注意点〉

介護保険サービスに相当するサービスがある場合であっても、利用者の障がい特性や医療的ケアの程度(例:重度知的障がい者、重度身体障がい者等)によっては介護保険施設等での対応が困難なことが想定されます。その場合には、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。(非定型審査会に諮ることが必要です)

〈継続が可能なサービス〉

同行援護、就労継続支援 B 型、移動支援等

※介護保険施設での対応が困難と想定される場合は、事前に鳥取市障がい福祉課へご相談下さい。

# 介護保険サービス移行までの流れについて

## (参考)介護保険サービス移行におけるフローチャート

### 障害福祉サービス

- ・障害福祉サービスの継続申請(原則年1回)
- ・「自分で出来ること」「支援が必要なこと」の確認
- ・支援者と介護保険サービス移行に向けた確認  
(市役所・相談支援事業所・サービス提供事業所)

介護認定の程度を予測し、これまでと同様のサービスを介護保険サービスへ移行後に継続して利用できるか、また、介護保険施設での対応が困難なサービスがないか等を確認します。

### 介護保険サービス

～64歳

65歳到達3ヶ月前



利用者の状況によっては、半年前から準備を始めることもあります。

#### ○支援者と介護保険サービス移行に向けた調整

(相談支援事業所、地域包括支援センター、市役所等)

利用者及びご家族と一緒に、実際の介護認定に基づき、介護保険に移行するサービス、継続して障害福祉サービスの利用となるサービスの振り分けを行います。

#### ○障害福祉サービスの継続申請

障害福祉サービス固有のもの、上乗せでの利用及び介護保険施設等において利用が困難と想定される場合に必要になります。

誕生日の2日前まで利用(支給決定期間の末日)

#### ○介護保険の申請

市役所または総合支所市民福祉課の担当窓口申請します。

※ご本人及びご家族による申請が難しい場合、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に依頼して申請の代行も可能です。

#### ☆介護認定を受けるために必要なこと

##### ①認定調査

調査員が自宅に伺い、利用者の心身の状況について利用者やご家族に聞き取り調査をします。

##### ②主治医意見書(市役所が依頼)

主治医が意見書を作成し、市役所に提出します。

(長期間受診がない等、受診が必要になる場合があります)

①②を基に「介護認定審査会」が開催され、介護認定が出ます。

※約1～2ヶ月程度かかります。

認定結果通知書が自宅に届きますので、担当相談支援専門員にお知らせください。

#### ○介護保険利用に向けたプランの作成

介護保険のケアマネージャーに依頼して利用するサービスを決め、ケアプランを作成してもらいます。

誕生日の前日から利用(支給決定期間の開始日)

65歳

認定が出た方は介護保険利用開始

## 介護保険移行Q&A

### Q.介護保険に移行した場合、担当は変わりますか？

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネージャー)に担当が変更になります。

介護保険で非該当の場合は、相談支援専門員が引き続き担当します。

### Q.介護保険に移行した場合、自己負担が発生しますか？

介護保険サービスを利用する場合、自己負担は1～3割かかります。

介護認定を受けたら「介護保険負担割合証」が自宅に届きますので、自己負担割合をご確認ください。

費用の目安は、担当の介護支援専門員にお問い合わせください。

### Q.今までと同じようにサービスが利用できますか？

障害福祉サービスから介護保険サービスへ変更となります。

障害福祉サービス固有のものは継続して利用可能です。

個別で相談ください。

ご不明な点がありましたら、下記の担当者へお問い合わせ下さい。

部署名	電話番号
鳥取市障がい福祉課	(0857) 30-8218
鳥取市基幹相談支援センター	(0857) 22-0678
担当相談支援事業所	連絡先  (       )       -